ACSES ニュースレター_２０５１号（2021 年３月５日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（12 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[対策・予防]
◇亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者 3 社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／消費者庁 根拠なく「除菌」などと宣伝の 3 社に再発防止命じる〈放送報道〉
◇二重マスクの予防効果、スパコン富岳で検証「不織布マスク１枚を隙間なく装着と変わらず」〈新聞報道〉
◇マスクせず歩きながら会話　ウイルス飛まつをシミュレーション〈放送報道〉
[3] その他省庁発表　　４件
[4] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　　９件
[5] 海外の化学物質管理情報
〇国際：２件　　〇欧州：16 件　　〇米国：４件　　〇韓国：１件
〇オーストラリア：３件　　〇台湾：１件
[6] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件
[付録]
◇亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者 3 社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉

榛の木（ハンノキ）

****

[1] ***<u>化学物質関係事故、事件関係</u>***

◇<u>その他の事故、事件</u>

・<u>消費者安全法の重大事故等に係る公表について</u>
＜消費者庁　2021 年３月４日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023323/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210304_1.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：54 件
うち重大事故等として通知された事案：37 件

・<u>消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について</u>
＜消費者庁　2021 年３月４日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023324/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210304_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。):１件、2.リコール・自主回収情報:７件、3.食中毒情報：９件

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について
＜環境省　2021年3月4日＞　http://www.env.go.jp/press/109219.html
環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和３年３月４日に行い、判定結果を機構に通知しました。
◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）.
医療費等の申請に係る87件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 23件について医学的判定を行いました※１※２。
これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。
※１　うち 35件（医療費等：32件、特別遺族弔慰金等：3件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。.
※２　このほか、認定の更新申請に係る１件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第1905071号 環境省大臣官房環境保健部長通知）」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。
添付資料
別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」
http://www.env.go.jp/press/files/jp/115749.pdf
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[対策・予防]

◇亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021年3月4日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023316/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210304_01.pdf
消費者庁は、本日、亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者3社(以下「3社」といいます。)に対し、3社が供給するスプレーに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。
--→ *末尾［付録］*

・消費者庁 根拠なく「除菌」などと宣伝の３社に再発防止命じる
＜NHK　2021年3月4日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210304/k10012897841000.html?utm_int=detail_contents_news-related_008
合理的な根拠がないのに「強力除菌」や「空間を除菌」などと宣伝して除菌スプレーを販売していたとして、消費者庁はメーカー3社に対し、景品表示法に基づいて再発防止などを命じる措置命令を行いました。
命令を受けたのは、除菌スプレーを製造・販売している
東京・千代田区の「IGC」と、
東京・千代田区の「アデュー」、
それに
東京・新宿区の「ANOTHER SKY」の３社です。

消費者庁によりますと、この３社は、いずれも「亜塩素酸」の除菌スプレーを販売する際に、去年８月から10月にかけて商品のラベルなどで「強力除菌」などとして汚れている場所でも使えると表示をしたり、このうちの２つの製品では「空間を除菌」などと、空気中の除菌ができるかのような表示をしたりしていたということです。
消費者庁が、会社側に対して表示の根拠を示すよう求めたところ、提出された資料は、実験の条件が異なっているなど、いずれも効果を裏付ける合理的な根拠とは認められなかったということです。
このため消費者庁は、こうした表示をすることが景品表示法違反の優良誤認にあたるとして３社に対し、再発防止などを命じる措置命令を行いました。

◇二重マスクの予防効果、スパコン富岳で検証「不織布マスク１枚を隙間なく装着と変わらず」

＜神戸新聞　2021年３月４日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/dd6ef125905e5978d2448f260a142190b740d584

新型コロナウイルス感染対策について、理化学研究所（理研）などは４日、神戸・ポートアイランドのスーパーコンピューター「富岳（ふがく）」を使い、マスクの予防効果などに関する研究結果を発表した。マスクを二重にすることについて、不織布マスク１枚を隙間なく装着した場合と変わらないことが分かった。

理研計算科学研究センターの坪倉誠チームリーダー（神戸大教授）らが取り組んだ。報告は５回目。

研究によると、不織布マスクは飛沫（ひまつ）の捕集効果が高い分、通気性は悪く、ウレタンマスクや布マスクは捕集効果が下がる分、通気性は良い傾向がある。

不織布マスクについて、金具を鼻の形状に沿って折り曲げて使った場合、飛沫の捕集効果は８５％で、金具を折り曲げなかった場合は６９％まで下がるという。

さらに、緩く着けた不織布マスクの上に、ウレタンマスクを二重に着けた場合、捕集効果は８９％に上昇。不織布マスクを正しく着けた場合と比べると、４％しか変わらなかった。

坪倉チームリーダーは「マスクはフィルター素材の性能のみではなく、飛沫捕集効果と、息苦しさとのバランスで考えるべきだ。二重マスクは一定の性能向上は期待できるが、不織布マスク１枚をできるだけ隙間なく装着することが大事」と述べた。

◇マスクせず歩きながら会話　ウイルス飛まつをシミュレーション

＜NHK　2021年３月４日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210304/k10012897911000.html

最新のスーパーコンピューター「富岳」を使って、マスクをせずに歩きながら会話をした場合、新型コロナウイルスの飛まつがどのように広がるかシミュレーションした結果が公表されました。歩行中は飛まつが背後に広がることから、研究グループはマスクをせずに歩きながら会話している人との距離は３メートルほどあける必要があると指摘しています。 神戸市にある理化学研究所の研究チームはスーパーコンピューター「富岳」を使って新型コロナウイルスの飛まつの広がりを研究しています。
今回は、屋外を歩行中に周りの人がさらされる感染リスクについて調べるため、歩いている時と、立ち止まった時とそれぞれの状態でマスクを着けずに会話した場合の飛まつの広がり方の違いをシミュレーションしました。
この結果、立ち止まった状態で会話すると、顔の前方1.5メートルまで飛まつが広がります。
ところが、歩いている場合は、飛まつは後ろ側の２メートルから３メートルまで達し、さらにエアロゾルと呼ばれる小さな飛まつになって広がっています。
また、速度を変えて飛まつの広がり方を比較したところ、歩くよりも走った時のほうが、後方に飛まつが長く漂うこともわかりました。
研究チームは、マスクをせずに歩きながら会話している人との距離は３メートルほど取ることや、ジョギングを一緒にする場合は後ろで長時間伴走するのは避けるよう呼びかけています。
また、今回のシミュレーションでは「二重マスク」の効果についての分析も行われ、不織布のマスクを顔との隙間をできるだけなくして着けた場合は、飛まつを81％キャッチする一方、ウレタンマスクを上に重ねた二重マスクの場合は89％の飛まつをキャッチすることがわかり、研究チームは「二重マスクの効果は、正しく装着した場合と大きく変わらなかった」としています。

走る人の後ろに注意

今回のシミュレーションでは歩きながら会話する場合、周りの人はどのような感染リスクにさらされるのか調べました。
屋外でマスクを着けずに会話する人を想定しています。
まず、止まった状態で会話すると、前方 1.5 メートルまでエアロゾルと呼ばれる細かな飛まつが広がります。
一方、歩行中の場合は、後方 2 メートルから 3 メートルまで飛まつが達し、さらにエアロゾルと呼ばれる小さな飛まつになって広がっています。
また、速度によって飛まつの広がりにどのような違いがあるのか調べました。
時速 2.3 キロでゆっくり歩きながら会話した場合、大きな飛まつはすぐに地面に落ち、一定のエアロゾルが漂います。
時速 4.6 キロでは、飛まつは地面にほとんど落ちず、通った場所を漂い続けます。
さらに、ジョギングなどで時速 9.2 キロで走った場合は、広い範囲にエアロゾルが一気に広がり、空気中を漂い続けることがわかります。
研究チームは､マスクせずに歩く人の後ろでは 3 メートルほどの距離を取ることやジョギングを一緒にする場合、後ろで長時間伴走するのは避けるよう呼びかけています。
また、歩きながら普通の声で話すよりも大きな声で話したほうが、飛まつが後方の広範囲に広がることもわかりました。

二重マスクは効果ある？

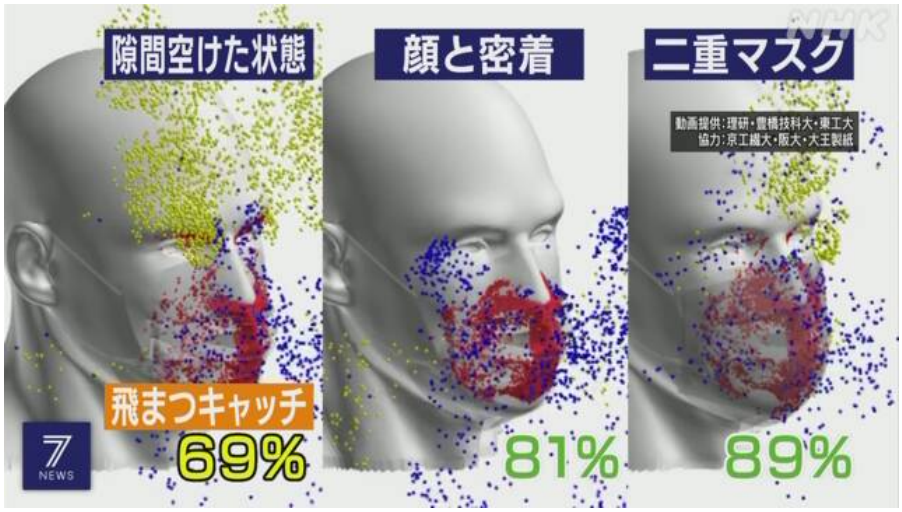

今回のシミュレーションでは「二重マスク」に効果があるのかについても分析が行われました。
シミュレーションでは、不織布マスクの金具を鼻の形に沿って折り曲げずに隙間があいた状態で着けた場合と、金具を折り曲げて顔との隙間をできるだけなくした状態で着けた場合、それに顔との隙間をできるだけなくした不織布マスクの上にウレタンのマスクを重ねた場合の比較が行われました。
それぞれの状態でせきをした場合、飛まつをどれだけキャッチするか「捕集効率」を調べました。
隙間が空いた状態でマスクを着けた場合は、キャッチした飛まつは 69%にとどまりますが、顔との隙間をできるだけなくして着けた場合は 81%まで向上しました。一方で、二重マスクの場合は 89%となりました。

研究チームは「二重マスクの効果は不織布マスクを正しく装着した場合と大きく変わらなかった。重要なのは1枚の不織布マスクをできるだけ顔との隙間なく装着することだ」としています。

「マスク会食」の効果も検証

今回のシミュレーションでは飲食店で食事をする場合のいわゆる「マスク会食」について分析が行われました。
4人がけのテーブルで食事をしながらの会話を想定し、マスクを外して何も対策をしなかった場合とマウスシールドをした場合を比較しました。
マウスシールドをした場合は飛まつの20%がマウスシールドに付着します。
さらに、飛まつが前方ではなく、上に向かって漂っていくことが分かりました。
研究チームはマウスシールドやマスクをすることは効果が高く、紙を口にあてるだけでも効果があるとしています。
一方で、飲食店側の対策についても分析が行われました。
まずは、エアコンの運転の有無がどう影響するかです。
エアコンを使用しないと、空気が滞留し、汚れた空気が1か所にとどまりやすくなります。
一方、エアコンを使用した場合、店内の空気がかき混ぜられて、汚れた空気がすぐに拡散することがわかりました。
さらに、ちゅう房の換気扇を作動させた場合とさせなかった場合の比較も行われ作動させた場合は空気が入れ替わる回数が4倍ほど多くなりました。
研究チームは「飲食店は排気口の位置や風量を調べてほしい。そのうえで、店内の空気をかき混ぜられる環境を作ることが重要で、排気ダクトを活用することが重要だ」と述べました。

バスの車内ではマスクを

今回のシミュレーションでは、路線バスの車内での感染リスクの分析も行われました。
時速20キロで走り、運転手を含めて63人が乗り、乗車率は80%と混み合った路線バスを想定しています。
バスの乗客がせきをした場合、マスクをしているかしていないかで比較します。
マスクせずにせきをした場合、飛まつが前の乗客にかかり、さらに前方の複数の人に達したあと、車内中に広がっていく様子がわかります。
一方、マスクをしている場合、およそ7割の飛まつがカットされ、特にウイルス濃度が濃い比較的大きめの飛まつが抑えられました。
また、車内の空気を入れ換えるのにかかった時間は、窓を閉めて換気扇の排気モードのみだと3分半、窓を5センチあけると2分半、エアコンの高性能フィルターを装着すれば窓を閉めていても2分だったということです。
また、運転席の後ろにパーティションを付けた場合、運転手や乗客がせきをしても飛まつの拡散防止に効果があることがわかったということです。

****

[3] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省告示第349号）

［官報］　令和3年3月4日　本紙　第444号　2～4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210304/20210304h00444/20210304h004440002f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第350号）

［官報］　令和3年3月4日　本紙　第444号　4～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210304/20210304h00444/20210304h004440004f.html

---

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第351号）

［官報］　令和3年3月4日　本紙　第444号　5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210304/20210304h00444/20210304h004440005f.html

---

◇魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について（令和3年2月　大学分科会）

＜文部科学省　2021年3月2日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz6acwVn56ut3bI

****

[4] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・化学物質審議会第２０５回審査部会（書面審議）　　3 月 19 日
＜経済産業省　2021 年 3 月 2 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38065
1. 新規化学物質の審議について
2. その他
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会（第２３回）　3 月 10 日、オンライン
＜経済産業省　2021 年 3 月 2 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37947
1. ガス安全高度化計画の取組状況等について
2. 次期ガス安全高度化計画について
3. その他
・令和２年度 第１回アスベスト大気濃度調査検討会の開催について　　３月５日、オンライン会議
＜環境省　2021 年 3 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/109247.html
（1）令和２年度アスベスト大気濃度調査結果について
（2）令和２年７月豪雨の被災地におけるアスベスト対策支援等業務について
（3）令和３年度アスベスト大気濃度調査計画について
（4）その他
・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第１回）の開催について　　３月 17 日、WEB 型式
＜環境省　2021 年 3 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/109205.html
（1）水環境・土壌農薬部会について
（2）水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて
（3）第９次水質総量削減の在り方について
（4）その他
・食品安全委員会 農薬第三専門調査会（第８回）の開催について　　３月１２日、非公開
＜内閣府　2021 年 3 月 4 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai3_senmon_8.html
（1）農薬（フェナリモル）の食品健康影響評価について
（2）その他
・食品安全委員会　鉛ワーキンググループ（第６回）の開催について　　３月１２日、Web 会議
＜内閣府　2021 年 3 月 4 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_namari_annai_6.html
（1）鉛の食品健康影響評価について
（2）その他
・食品安全委員会（第 807 回）の開催について　　3 月 9 日
＜内閣府　2021 年 3 月 4 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai807.html
（1）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「ハロフジノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「マデュラマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「ロベニジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（2）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく調製粉乳の審査事項の設定に係る食品健康影響評価について
（3）その他
・令和２年度高齢者のごみ出し支援制度導入に関する説明会の開催について
３月 17 日、19 日、オンライン
＜環境省　2021 年 3 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/109234.html
・オンラインシンポジウム「「令和の日本型学校教育」を語る！～一人一人の子供を主語にする学校教育とは～」の開催について　　3 月 27 日、オンライン
＜文部科学省　2021 年 3 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz6acwVn56ut3bH
****
[5] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 525 号　2021 年 3 月 3 日　から＞
〇国際

・Emission Scenario Documents
＜経済協力開発機構 (OECD) 2021 年 2 月 19 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/emissionscenariodocuments.htm
OECD は、消防用途での水成膜泡消火薬剤 (AFFF) の使用に関する排出シナリオ文書 No. 40 を掲載した。
排出シナリオ文書 No.40 [PDF]
http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV/CBC/MONO(2021)5&doclanguage=en
・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1374
歯車材料のポリアセタールの使用制限の動向を知りたい。
＜中小企業基盤整備機構 2021 年 2 月 12 日＞ https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1374.html
標記記事が掲載された。

○欧州

・ADR 2021 (files)
＜国連欧州経済委員会(UNECE) 2021 年 2 月 25 日＞ https://unece.org/transportdangerous-goods/adr-2021-files
UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する協定 (ADR) 2021 年の印刷版(フランス語版)への正誤表-3 を発行した。
Corrigendum 3 (Version francaise) →
https://unece.org/transport/documents/2021/02/standards/adr-2021-corrigendum-3
・Commission Delegated Regulation (EU) 2021/277 of 16 December 2020 amending Annex I to Regulation (EU) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council on persistent organic pollutants as regards pentachlorophenol and its salts and esters
＜欧州委員会(EC) 2021 年 2 月 23 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0277&qid=1614123603834
欧州委員会 (DG Environment) は、ペンタクロロフェノールとその塩およびエステルに関し、欧州 POPs 規則の附属書 I を改正する 2020/12/16 付け欧州委員会委任規則 (EU) 2021/277 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/781
＜欧州委員会(EC) 2021 年 2 月 24 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170576?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、製品型 3 および 4 の殺生物性製品で使用するための活性物質として、アルキル(C12-16)ジメチルベンジルアンモニウムクロリドを承認する委員会施行規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/4/25 まで。
WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_1397_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_1397_01_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/782
＜欧州委員会(EC) 2021 年 2 月 24 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170579?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、製品型 3 および 4 の殺生物性製品で使用するための活性物質として、ジデシルジメチルアンモニウムクロリドを承認する委員会施行規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/4/25 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_1400_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_1400_01_e.pdf
・Commission Implementing Decision (EU) 2021/327 of 23 February 2021 postponing the expiry date of approval of metofluthrin for use in biocidal products of product-type 18
＜欧州委員会(EC) 2021 年 2 月 24 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D0327&qid=1614299795894

欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 18 の殺生物性製品に使用される metofluthrin の承認有効期限を 2023/10/31 まで延期する 2021/2/23 付け欧州委員会執行決定（EU）2021/327 を官報公示した。この執行決定は官報公示の 20 日後に発効する。

・Commission Implementing Decision (EU) 2021/333 of 24 February 2021 postponing the expiry date of approval of alphachloralose for use in biocidal products of product-type 14

＜欧州委員会(EC)　2021 年 2 月 25 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D0333&qid=1614299795894

欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 14 の殺生物性製品に使用される alphachloralose の承認有効期限を 2023/12/31 まで延期する 2021/2/24 付け欧州委員会執行決定（EU）2021/333 を官報公示した。この執行決定は官報公示の 20 日後に発効する。

・Commission Implementing Decision (EU) 2021/354 of 25 February 2021 postponing the expiry date of approval of propiconazole for use in biocidal products of product-type 8

＜欧州委員会(EC)　2021 年 2 月 26 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D0354&qid=1614553690830

欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 8 の殺生物性製品に使用されるプロピコナゾールの承認有効期限を 2022/12/31 まで延期する 2021/2/25 付け欧州委員会執行決定（EU）2021/354 を官報公示した。この執行決定は官報公示の 20 日後に発効する。

・Commission Implementing Regulation (EU) 2021/345 of 25 February 2021 approving active chlorine generated from sodium chloride by electrolysis as an active substance for use in biocidal products of product types 2, 3, 4 and 5

＜欧州委員会(EC)　2021 年 2 月 26 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0345&qid=1614553690830

欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 2、3、4、および 5 の殺生物性製品に使用される活性物質として塩化ナトリウムから電気分解により生成される活性塩素を承認する 2021/2/25 付け欧州委員会施行規則（EU）2021/345 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・Commission Implementing Regulation (EU) 2021/347 of 25 February 2021 approving active chlorine released from hypochlorous acid as an active substance for use in biocidal products of product-types 2, 3, 4 and 5

＜欧州委員会(EC)　2021 年 2 月 26 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0347&qid=1614553690830

欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 2、3、4、および 5 の殺生物性製品に使用される活性物質として次亜塩素酸から放出される活性塩素を承認する 2021/2/25 付け欧州委員会施行規則（EU）2021/347 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・Commission Implementing Regulation (EU) 2021/348 of 25 February 2021 approving carbendazim as an existing active substance for use in biocidal products of product-types 7 and 10

＜欧州委員会(EC)　2021 年 2 月 26 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0348&qid=1614553690830

欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 7 および 10 の殺生物性製品に使用される既存の活性物質としてカルベンダジムを承認する 2021/2/25 付け欧州委員会施行規則（EU）2021/348 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・ECHA Weekly - 24 February 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 24 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-24-february-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/2/24 版を掲載した。

・Evaluation activities sped up by assessing chemicals in groups

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 24 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/evaluation-activities-sped-up-by-assessing-chemicals-in-groups
ECHA は、2020 年に 1,900 の物質をチェックしてさらなる評価の必要性を特定し、258 の登録物質の REACH 規則準拠のチェックを実施しているが、これにより人健康や環境への長期的な影響を明らかにするための情報を生成するための 1,365 件のリクエストが発生している。より効率的に物質を選択するために、グループで化学物質を評価することで評価活動がスピードアップされると報じている。

・ECETOC report reviews information used to determine chemical exposure levels that are safe for human health
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年 2 月 24 日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-report-reviews-information-used-to-determine-chemical-exposure-levels-that-are-safe-for-human-health/
ECETOC は、その技術報告書で物質が人の健康に害を及ぼさない曝露レベルとして定義される導出無影響レベル（DNEL）を決定するために使用される既存の情報をレビューしている。このレビューは、利用可能な科学が過去 10 年間で変化したかどうかを確認し、2010 年に ECETOC によって提案された代替の評価係数（AF）を適用した業界の経験を要約することを目的としていると説明している。

・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1373
製品に含有する CLS の情報提供の新たな義務について知りたい。
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 2 月 5 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1373.html
　　標記記事が掲載された。

・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1375
顧客から IEC62474 に収載された物質は非含有とすることが要求されていますが、IEC62474 に収載されている物質は、RoHS 指令の 10 物質より多く、「鉛およびその化合物」のような物質名が特定できないものもあります。サプライヤーへの要求をどのようにすべきか教えてください。
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 2 月 15 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1375.html
　　標記記事が掲載された。

・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1378
ErP 指令でディスプレイに使用が禁止された「ハロゲン化難燃剤」の対象物質を教えてください。
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 2 月 22 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1378.html
　　標記記事が掲載された。

○米国

・EPA Takes Action to Address PFAS in Drinking Water
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-action-address-pfas-drinking-water
EPA は、飲料水中のペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）に対処することにより公衆の健康を保護する 2 つの活動を発表した。まず、飲料水中の PFAS に関する新たなデータを収集するために、第 5 次の規制されていない汚染物質監視規則（UCMR 5）を再提案する。つぎに、安全飲料水法（SDWA）に基づくペルフルオロオクタン酸（PFOA）およびペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）の最終規制決定を再発行することと説明している。

・Fees for the Administration of the Toxic Substances Control Act (TSCA); Extension of Comment Period
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 23 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/23/2021-03554/fees-for-the-administration-of-the-toxic-substances-control-act-tsca-extension-of-comment-period
EPA は、2021/1/11 に TSCA に基づいて 2018 年に確立された TSCA 料金規則の更新および調整を提案しているが、この意見募集期間を 2021/2/25 から 2021/3/27 まで 30 日間延長することを官報公示した。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for January 2021
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 23 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/23/2021-03611/certain-new-chemicals-receipt-and-status-

information-for-january-2021
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/1/1～2021/1/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除(TME)、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。
意見提出は 2021/3/25 まで。
・IRIS Recent Additions
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 25 日＞
https://www.epa.gov/iris/iris-recent-additions
EPA は、現在開発中の IRIS 評価のリスト更新を含む IRIS プログラム Outlook 更新（2021 年 2 月版）をリリースした。
IRIS Program Outlook (Feb 2021) [PDF]
→ https://www.epa.gov/sites/production/files/2021-02/documents/iris_program_outlook_feb2021.pdf
---

〇韓国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/KOR/944
＜韓国　2021 年 2 月 22 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170502?FromAllNotifications=True
韓国技術標準院（KATS）は、子供用製品の安全基準の改訂案を WTO/TBT 通報した。この改訂案は子供用製品の安全基準に含まれるフタル酸ジイソブチル（DIBP）の濃度に関するもので、この通報への意見提出は 2021/4/23 まで。
WTO/TBT 通報文書（韓国語）
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/KOR/21_1296_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/KOR/21_1296_01_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/KOR/21_1296_02_x.pdf
---

〇オーストラリア

・New guide: Pre-introduction report - highest indicative risk is low risk
＜オーストラリア　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-guide-pre-introduction-report-highest-indicative-risk-low-risk
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、最も一般的な事前導入レポート（PIR）を作成するための新たな実用的なガイドを掲載した。掲載されたガイド　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/business/reporting-and-record-keeping-obligations/pre-introduction-reports/pre-introduction-report-highest-indicative-risk-low-risk
・Chemical added to the Inventory following issue of assessment certificate - 24 February 2021
＜オーストラリア　2021 年 2 月 24 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemical-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-24-february-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019）第 83 条に従い、審査証明書の発行後にオーストラリア工業化学品インベントリに追加された物質を公開した。
・Correction of chemical names - 25 February 2021
＜オーストラリア　2021 年 2 月 25 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/correction-chemical-names-25-february-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019）第 85 条に従い、オーストラリア工業化学品インベントリの 13 物質の名称を the Chemical Abstracts Service（CAS）名称に更新した。

〇台湾

・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1372
台湾に化学品を輸出する場合の登録手順と営業秘密の取り扱いを教えてください。
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 2 月 2 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1372.html
****

[6] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・茨城県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 47 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 3 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/109289.html
・宮崎県新富町（今シーズン国内 40 例目及び 45 例目）で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210302.html
・茨城県城里町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 41 例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 3 月 4 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210304.html
****

[付録]

◇亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者 3 社に対する景品表示法に基づく措置命令について　　*上記 [2] 関係*

＜消費者庁　2021 年 3 月 4 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023316/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210304_01.pdf

消費者庁は、本日、亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者 3 社(以下「3 社」といいます。)に対し、3 社が供給するスプレーに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

措置命令の概要

(1) 対象商品

	事業者名	対象商品
1	株式会社ＩＧＣ（以下「ＩＧＣ」という。）	「スーパーキラーＶ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）
2	アデュー株式会社（以下「アデュー」という。）	「ＢＭＶ Ｂｌｏｃｋｅｒ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）
3	株式会社ＡＮＯＴＨＥＲ ＳＫＹ（以下「ＡＮＯＴＨＥＲ ＳＫＹ」という。）	「ＡＩＲＯＳＯＬ（エアロゾル）空間除菌」と称する商品（以下「本件商品③」という。）

表示内容

ａ ＩＧＣ（別紙１）

「ウイルス／バクテリア／カビ 強力除菌 ９９．９％」、「長時間の除菌力！ 特殊技術で汚れた場所にも使えます！」、「成 分：亜塩素酸水」及び「使用方法 対象物から２０ｃｍ程度離し、表面が濡れる程度にスプレーしてください。その後、そのまま自然乾燥させるか、しばらく置いて拭き取ってください。」と表示することにより、あたかも、本件商品①を対象物に噴霧することで、本件商品①に含有される成分の作用により、ウイルス、バクテリア及びカビを９９．９パーセント除菌する効果が得られ、汚れた場所においても除菌する効果が長時間持続するかのように示す表示をしていた。

ｂ アデュー

(a) 本件商品②の容器に貼付したラベル（別紙２－１）

「バクテリア・カビ・ウイルス 強力除菌」、「安定型亜塩素酸水」、「用途及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」、「製品の特長 本商品」は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中

や器具等の抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」並びに「使用法 ・対象物より２０～３０ｃｍ離して噴霧してください。」と表示することにより、あたかも、本件商品②を空間に噴霧することで、本件商品②に含有される成分の作用により、空気中における抗ウイルス作用又は除菌効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品②を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 自社ウェブサイト（別紙２－２）

「こんな方におすすめ」及び「○室内の空間も除菌したい」、「BMV Ｂｌｏｃｋｅｒ（クロラス酸:亜塩素酸水)」、「亜塩素酸のメリット」、「○✔次亜塩素酸よりも反応速度の遅い求核付加反応（酸素を与える酸化反応）瞬間的な除菌力は弱いが、有機物が存在する環境下でも安定した効果を発揮し、長時間この除菌力が持続する。」及び「○✔従来の塩素酸化物が苦手としてきた周囲の汚れが存在している環境下でもその酸化能力がすべて消耗してしまうことがない。」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」等と、別表１「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②を空間に噴霧することで、本件商品②に含有される成分の作用により、室内空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品②を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長時間持続するかのように示す表示をしていた。

ｃ ANOTHER SKY

(a) 本件商品③の容器に貼付したラベル（別紙３－１）

「空間除菌」、「水溶性安定型亜塩素酸水」、「長時間空気中に留まる優れた空間除菌効果」、「品名 ＡＩＲＯＳＯＬ（エアロゾル）空間除菌」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」、「製品の特長 本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具などの抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」等と、別表２－１「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③を空間に噴霧することで、本件商品③に含有される成分が長時間空気中に留まり作用することにより、空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品③を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 自社ウェブサイト（別紙３－２）

「空間除菌」、「安定型クロラス酸水除菌スプレー」、「クロラス酸水とは？」及び「・長時間空気中に留まる、優れた空間除菌効果」、「③『クロラス酸水』は分子レベルでの優れた空間除菌効果！ 空気中の有機物に対して長時間の除菌効果を発揮。」、「クロラス酸水の物性の特長」及び「弱い殺菌力で緩やかな反応性を持ち、安定して殺菌効果を持続することができるという特長を持つ『クロラス酸水』は、これまでの塩素酸化物系の薬剤が最も苦手としてきた、有機物が多く存在する汚れた環境下でも“弱くゆっくりと持続的”に殺菌効果（遅効性）を発揮することが出来ます。」等と、別表２－２「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③を空間に噴霧することで、本件商品③に含有される成分が長時間空気中に留まり作用することにより、室内空間を長時間除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品
③を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、有機物が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長期間持続するかのように示す表示をしていた。

イ実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第７条第２項の規定に基づき、３社に対し、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、３社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

⑶ 命令の概要

ア　前記⑵アの表示は、それぞれ、各対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ　再発防止策を講じて、これを役員（前記１の番号１の事業者）及び従業員に周知徹底すること。

ウ　今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記⑵アの表示と同様の表示を行わないこと。

********** 以上 **********